



簡単・便利なコンビニ交付 全国のコンビニで利用できます

問 町民税務課 戸籍係 ☎77-3911

全国の対象コンビニで住民票などの証明書が取得できます。
ご利用には、あらかじめ利用者登録をした住基カードが必要です。

■申請窓口

役場町民税務課戸籍係にて、サービスの利用に必要な住基カードの申請および利用者登録を受け付けています。

■対象コンビニ

全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートのうち、マルチコピー機を備えた店舗

■利用できる日時

土・日・祝日を含む午前6時30分から午後11時まで

※ただし、12月29日～1月3日およびメンテナンス期間を除く。

■交付対象の証明書

○住民票、印鑑証明書、戸籍の附票（1通250円）

■利用できる方

○戸籍謄・抄本（1通400円）
○印鑑登録証明書は印鑑登録をしている方が対象

○戸籍謄・抄本および戸籍の附票は、本籍地が芝山町の方が対象



備えあれば憂いなし 家具転倒・落下・移動対策を！

問 総務課 行政係 ☎77-3903

大きな地震では、倒れてくる冷蔵庫や棚の下敷きになって大けがをする恐れがあります。自宅の引っ越しやオフィスのレイアウト変更に合わせて、家具固定などの対策を進めましょう。

家具の転倒防止対策

○本棚：L字型金具やワイヤーなどで壁に固定し、重い本は下の段に置く。

○タンス：床側をストッパーなどで固定し、天井側はポール器具で固定する。

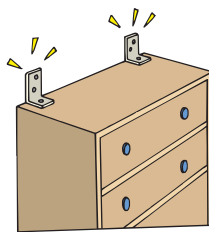
○テレビ：粘着マットを敷いて転倒を防ぎ、機器の裏側をワイヤーなどで壁やテレビボードに固定する。

○食器棚：L字型金具やワイヤー

などで壁に固定し、開き戸には開かないように留め金を付ける。

○冷蔵庫：裏側をワイヤーなどで壁に固定する。

○窓ガラス：強化ガラスに替える。飛散防止フィルムを張る。



コンビニ交付の利用停止

3月9日(日)の午前8時から午後2時まで、設備メンテナンスのため、証明書のコンビニ交付サービスがご利用いただけなくなりますのでご注意ください。

住基カード・コンビニ交付 3月の休日開庁日

コンビニ交付利用者登録と、住基カードの申請・交付を下記の土日も受け付けます。

■3月の開庁予定

3月1日・2日・15日・16日

■受付場所・時間

- 役場：住基カード申請・交付、コンビニ交付の利用者登録
・午前8時30分～午後5時15分
- 福祉センター「やすらぎの里」：住基カード申請
・午前9時～午後5時

**住基カードの無料交付は
3月31日(月)受け付け分までです
申請はお早めに！**

企画展

『しばやま鉄道ものがたり - 軽便鉄道・幻の鉄道・芝山鉄道 -』

- 会場 成田空港 空と大地の歴史館（航空科学博物館隣接）
- ・開館時間 午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
- ・休館日 月曜日（祝日または振替休日の場合はその翌日）
- ・入館料無料
- ・問合せ ☎0479-78-2501

■日程 4月27日(日)まで

■主催 芝山町教育委員会・成田国際空港株式会社

■内容 写真や資料をとおして明治時代から現在までの芝山町をめぐる鉄道の歴史を振り返ります。

軽便鉄道（県営鉄道多古線）で使用された鉄製枕木、千代田駅の切符、幻となった成芝鉄道の事業計画書、芝山鉄道の事業免許状などを展示しています。



高齢者の窓口負担

自己負担割合が変わります！

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

制度改正によって、平成26年4月から、70歳から74歳の方の自己負担割合が変わります。これに伴う被保険者証の交換を3月下旬に行います。

負担割合と保険証の交換

平成26年4月から新たに70歳を迎える方で、現役並み所得者以外の方の窓口負担が、2割に変更になります。

ただし、すでに70歳になっている方の窓口負担は、特例措置により引き続き1割に据え置かれます。これに伴い、現在、被保険者証に「2割（平成26年3月31日までは1割）」と記載されている方の被保険者証の交換を3月下旬に行います（該当者には後日通知を送ります）

平成26年4月以降の負担割合

所得区分	対象になる方	負担割合
・一般の方 ・低所得の方 (住民税非課税世帯)	昭和19年4月1日までに生まれた方 (既に70歳を迎えた方)	1割
	昭和19年4月2日以降に生まれた方 (新たに70歳を迎える方)	2割
現役並み所得者		3割

付します。

現役並み所得者とは

同一世帯に住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入合計が、2人以上で520万円、1人383万円未満の場合は申請により「一般」の区分と同様となり、特例により1割負担または2割負担となります。

また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行した方（旧国保被保険者）がいて、現役並み所得者で国保被保険者1人の世帯の場合、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で、後期高齢者医療制度に移行した旧国保被保険者を含めた収入が520万円未満の方は、申請により「一般」の区分と同様となり、特例により1割負担または2割負担となります。



国民年金の後納制度

納め忘れはお早めに

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

過去10年間に納め忘れした保険料を納付できる国民年金の「後納制度」。後納制度の利用期限は平成27年9月30日までとなっていますので、お早めにお申し込みください。

将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れした保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、年金を受給できなかった方は、後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に保険料の納め忘れがある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

納付書の「使用期限」に注意

すでに後納制度を申し込まれた

方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

【注意】

平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行は

- 国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570-011-050
※050から始まる電話の場合
☎03-6731-2015

受付時間

- ・月曜日
午前8時30分～午後7時
- ・火～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
- ・第2土曜日
午前9時30分～午後4時

- ※お問い合わせの際は、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。
- ※電話番号のおかけ間違いにはご注意ください。